

3. 介護保険制度におけるリハビリテーション提供体制について

【介護保険事業（支援）計画におけるリハビリテーションサービスについて】

- 「介護保険制度の見直しに関する意見（令和元年度12月27日）」における記載
 - ・ リハビリテーションについて、どの地域でも適時適切に提供されるよう、介護保険事業（支援）計画での対応を含め更なる取組の充実が必要である。
- 当該意見を踏まえ、本年度中に要介護者等に対するリハビリテーション提供体制に係る検討を進め、令和2年4月を目途に、「要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制に関する検討会（仮称）」を設置し、第8期介護保険事業（支援）計画における要介護者等に対するリハビリテーションサービスに関する役割や整備目標等の検討を実施する予定。

【介護予防分野における地域リハビリテーション体制について】

- 「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会の取りまとめ（令和元年度12月13日）」において地域リハビリテーション活動支援事業の在り方として以下のように取りまとめられた。
 - ・ 都道府県は、都道府県医師会等と連携し、現行の仕組みであるリハビリテーション協議会や支援センター等の設置や充実を図ることにより、地域の実情に応じた地域リハビリテーション支援体制を体系的に構築すること。
 - ・ 市町村は、こうした支援体制を踏まえ、郡市区等医師会や必要に応じて都道府県医師会と連携の上、医療機関や介護事業所等の協力を得て、医療専門職を安定的に派遣できる体制を構築するとともに、関係機関の理解促進を図ることが必要である。
- これらを踏まえて「地域リハビリテーション推進のための指針」（平成18年3月31日老老発第0331006号厚生労働省老健局老人保健課長通知）を次のように令和3年4月に施行予定。
 - ・ 地域リハビリテーションが、地域包括ケアシステムの構築かつ市町村の一般介護予防事業の充実・強化のための取組であることを明記
 - ・ 都道府県リハビリテーション支援センター及び地域リハビリテーション広域支援センターの業務を改めて整理
 - ・ 研修実施内容を近年の動向を踏まえた形に修正

要介護者等に対するリハビリテーション提供体制の 指標開発に関する調査研究事業

令和2年度予算案 36,386千円

令和2年度要求内容

- 適切なリハビリテーションの提供は、利用者がその能力に応じ自立した日常生活を営むために欠かせないものである。一方で、地域における通所リハビリテーション事業所数やリハビリ職員数には地域差が存在する。
- 要介護者と要支援者におけるリハビリテーションサービス提供体制の均霑化を目指し、介護保険事業（支援）計画における地域のリハビリテーションの提供体制の指標の検討・提案を行うための検討会を開催。
- 介護保険事業（支援）計画リハビリテーションサービス提供体制の指標に関する手引きを作成。

成果目標・事業スキーム

成果目標

- 介護保険事業（支援）計画における要介護者等のリハビリテーションの提供体制の指標の分析・検討・提案。
- 令和3年度介護報酬改定の議論するにあたり、直近におけるリハビリテーションの実態を把握するための実態調査を実施する。
- 都道府県及び市町村の介護保険事業（支援）計画担当者に対し、リハビリテーションサービス提供体制の指標に関する手引きを作成して普及・啓発を実施。

事業イメージ

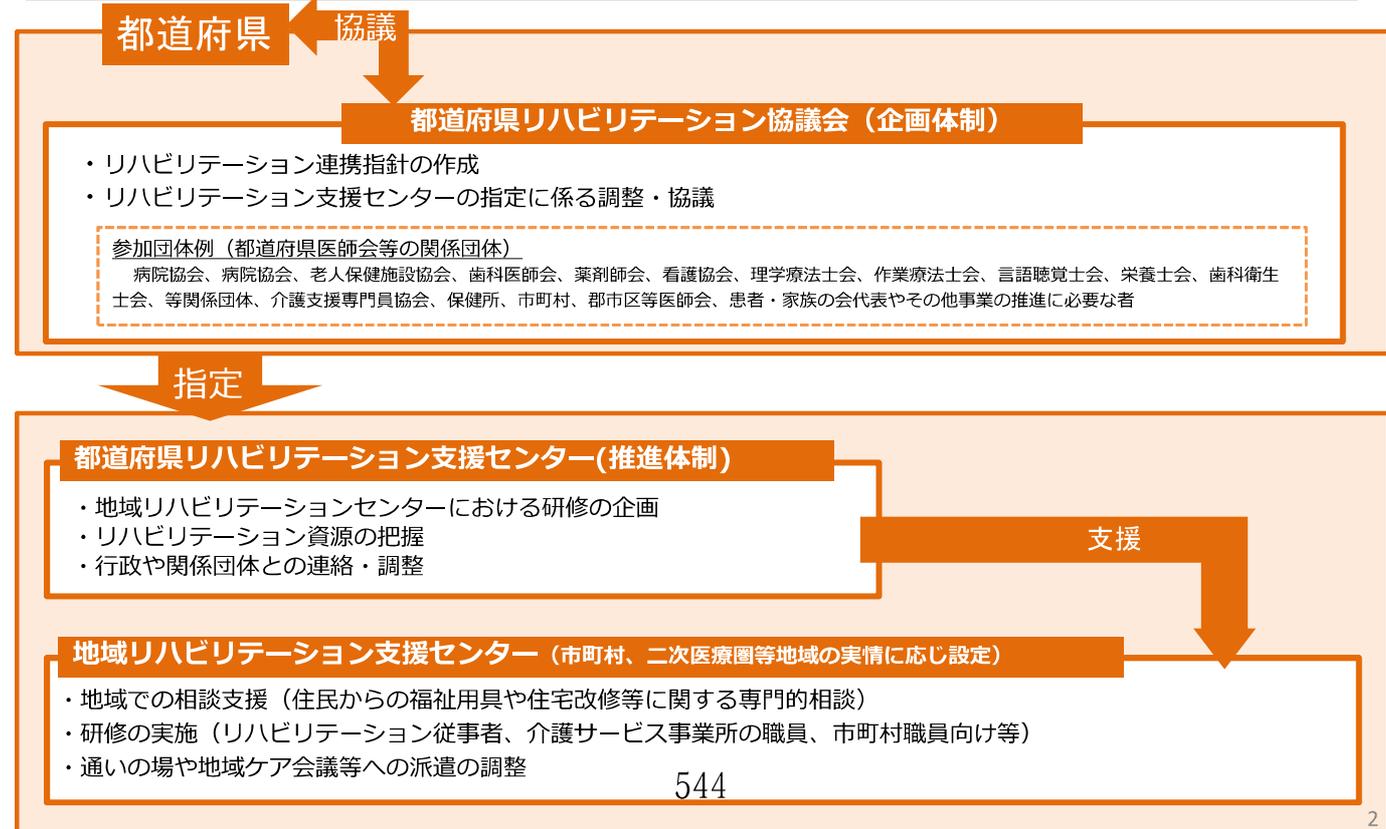
- 要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制に関する検討会（仮称）
 - ① 開催の目的・主な検討事項

| |
|--|
| (1) 介護保険事業計画における要介護者等に対するリハビリテーション提供体制 |
| (2) PDCAサイクルに沿った指標 |
| (3) その他 |
 - ② 要介護者等に対するリハビリテーション提供体制指標案(例)

| ストラクチャー | プロセス | アウトカム |
|-----------------|-----------------|----------------|
| 訪問リハビリテーション事業所数 | 訪問リハビリテーション受給者数 | 要介護度の改善度 |
| 訪問リハビリテーション従事者数 | 通所リハビリテーション受給者数 | リハビリテーションの終了人数 |
| 通所リハビリテーション事業所数 | 訪問看護受給者数 | |
| 通所リハビリテーション従事者数 | 介護老人保健施設受給者数 | |
- 過去のリハビリテーションに関する調査事業や介護保険総合データベース等を基に要介護者等に対するリハビリテーションに関する分析を行い、指標作成のためのデータを作成・提案。
- 都道府県及び市町村が介護保険事業（支援）計画のリハビリテーション提供体制指標の策定にあたり参考となる手引きを作成。

地域リハビリテーション体制（イメージ）について

- 地域リハビリテーション推進のための指針における、都道府県における望ましい地域リハビリテーションのイメージは以下のとおり
- 都道府県は、協会の設置や支援センターの指定を行い、事業実施を推進することで、市町村の一般介護予防を中心とした地域支援事業の充実・強化を支援



地域リハビリテーション活動支援事業の概要

- 地域における介護予防の取組を機能強化するため、地域ケア会議、通所・訪問介護事業所、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進
- 市町村は、郡市区等医師会等の関係団体と連携の上、医療機関や介護事業所等の協力を得て、リハビリテーション専門職を安定的に派遣できる体制を構築するとともに、関係機関の理解を促進

